

新型コロナウイルス感染症対策に伴う一般選抜実施上の特別措置について

香蘭女子短期大学

一般選抜において、新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、本学では以下の方策を講じます。

一般選抜（前期）

一般選抜（前期）に出願後、新型コロナウイルス感染症に罹患していること（または試験前から継続して発熱・咳等があること）により受験ができなかった場合は、受験料を納入せずに一般選抜（後期）の受験を認めます。

一般選抜（後期）

一般選抜（後期）に出願後、新型コロナウイルス感染症に罹患していること（または試験前から継続して発熱・咳等があること）により受験ができなかった場合は、総合型選抜と同じ選考方法である面談および書類審査（調査書、志望理由書、活動報告書）による選抜を、受験料を納入せずに受験できます。

※以上の特別措置を受けるためには、本学所定の申請書が必要です。申請書は本学アドミッションオフィスに電話で請求してください。

香蘭女子短期大学
アドミッションオフィス
092-581-1585
※平日 9 時～17 時